

徳島県告示第八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として次のとおり認定した。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
天満病院	徳島市蔵本町一丁目五番地一	令和四年八月三十一日
国民健康保険勝浦病院	二 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三	同 九月三十日
松永病院	徳島市南庄町四丁目六三番地一	同 十月三十一日
三加茂田中病院	四 三好郡東みよし町加茂一八八三番地	同 十一月三十日